

運転免許証自主返納支援事業

西尾市では、運転免許証を自主返納した、75歳以上の市民の方に、次の支援を行っております。

西尾市の支援内容

- 1 コミュニティバス割引乗車証交付
※六万石くるりんバス・いっちゃんバス運賃が無料
いこまいカーの利用料金が300円から100円割引になります。
※有効期限は、交付した日から5年後の日付の属する年度末です。
- 2 交通安全啓発品（反射材等）の進呈

市役所での申請に必要なもの

- 返納手続きを済ませた**運転免許証**
- 警察が発行した**運転免許の取消通知書**

市役所での手続きについて **手続きの前に読んでください！**

- ◆西尾警察署で返納手続きを終えてから、市役所で申請をいただきます。
- ◆市役所での手続きは、ご本人又は代理人の方が、ご来庁のうえ申請してください。
- ◆申請期限は、免許証を返納された日から1年以内です。
申請期限を超えた場合は支援の対象になりません。
- ◆支援が受けられるのは**1人1回**限りです。
- ◆警察署で免許を返納したその時から、**車の運転はできません**ので、ご注意ください。
- ◆支援対象は**運転免許を自主返納した方**に限ります。

運転免許の期限切れや取り消しは支援の対象になりません。

運転免許自主返納の手続きについて

① 西尾警察署 交通課運転免許係にて、

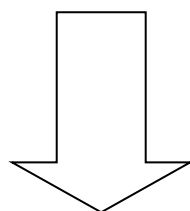
運転免許証の返納手続きをしてください

※代理の方が返納手続きをされる場合は、別途必要となるものがある場合がありますので、西尾警察署へお問い合わせください。

- 受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日、休日は除く）
午前9時～11時、午後1時～午後3時まで
- 申請時に必要なもの：『運転免許証』

○問合せ：西尾警察署 交通課運転免許係 0563-57-0110

★『申請による運転免許の取消通知書』『取消された運転免許証』を受け取ります。



② 西尾市役所2階 危機管理課にて、

市の支援を受けるための申請をしてください。

- 受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日、休日は除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
- 申請時に必要なもの：①『申請による運転免許の取消通知書』
②『取消された運転免許証』
- 問合せ：市役所 危機管理課（交通防犯担当） 0563-65-2196（直通）

**コミュニティバスの割引乗車証と交通安全啓発品
を受け取り、手続きは終了です！**